

学位申請論文審査要旨

作成日:2017年3月31日

論文題目: 賀川ハル研究—信仰、女性、市民社会

学位申請者: 岩田三枝子

申請学位: 博士(神学)

論文審査委員

主査: 本学 神学研究科(教授) 岡村 直樹

副査: 明治学院大学(名誉教授) 加山 久夫

副査: 本学 神学研究科(教授) 稲垣 久和

副査: 本学 神学研究科(教授) 伊藤 明生

学位申請論文審査要旨

本学位申請論文は、賀川豊彦の妻、賀川ハル(1888(明 21)-1982(昭和 57))についての論文であり、この方面の日本における学術論文の最初のものである。賀川豊彦については国内外の相当数の学術研究が存在するが、ハルについては夫の“内助の功”を記す一般文書はあっても、キリスト教学における歴史的・哲学的な学術的レベルのものは存在しなかった。

三原容子編『賀川ハル史料集』全3巻(2009年)を駆使した、さらには松沢資料館他所蔵の文書・日記・手紙類と音声一次資料と関係者へのインタビューを含んだ包括的な研究として極めてオリジナルな内容である。研究方法としてはハルの生涯とその思想を浮き彫りにする歴史研究を縦糸に、今日の公共哲学の視座からのキリスト教哲学の内容を横糸に組み合わせたものである。そこから明治・大正・昭和の時代の近代「日本人女性の生き方と思想」を複合的に明らかにしている。

ハルの家族関係、キリスト教信仰の特質、女性観・家族観、市民活動について網羅される。特にハルが発起人の一人となった「覚醒婦人協会」(第5章)の記述は大正デモクラシー期の婦人運動として特筆されるテーマである。単に額面通りの「無産者婦人運動」としての解説はこれまでもあった。そうではなく、著者によるキリスト教公共哲学的な視点が今日の「女性のワーク・ライフ・バランスや働き方、男女共同参画のあり方の議論」と関係づけて解釈することを可能にし、これにより大正デモクラシーの歴史的事実の解釈に新たな光を与える内容になっている。

日本の初期婦人運動の議論において「家庭」という私的領域から「公」、つまり行政、官庁、政府、自治体等の公的領域への開放という見方のみにとどまるのであれば、単に公私二元論の範疇での記述であって公共哲学的な意味はない。しかしハルの活動と思想は、「公」と「私」の間に横たわる市民社会の領域を意識的に見出し(例えば協同組合運動の大切さ等)ここに男女共同参画の意義を見出した、その事実を丹念に掘り起こすことができた。男性社会をも含めて、いまだに日本で達成できていない課題であることの問題提起をしたことは、極めて重要である。いまようやく「働き方改革」と称する民衆の労働政策が課題となっている状況をわれわれは目の当たりにしている。本論文は「女性の活躍する(市民)社会」の原型のあり方とも位置付けられる独創性をもっている。

なおその前の第4章のタイトルに「ハルの市民社会概念」とあり、その時代に「市民社会」という発想がなかったことは明らかなので「なぜそのように解釈するか」のもう少し丁寧な説明は一般読者を想定

した場合に有益であろう、との論評も加えられた。いずれにせよ「ハルの市民社会概念」はユニークであると同時に今後の研究に大いに委ねられるテーマである。なお、キリスト教神学との接点はどこにあるか、という問いに対しての今後の探究の糸口も示されている。第4章の扱う組合運動、女性労働問題、平和問題に付け加えて第4章第4節に「神の国理解」の項目があるので、この点が今後の公共哲学とキリスト教神学との対話の突破口となることが発展的契機として認められる。

著者の既発表論文は高く評価され「平塚らいてう賞奨励賞」「上廣倫理財団研究助成」等の受賞対象にもなってきた。

最終試験結果の要旨

2017年2月2日に行われた口述試験の結果、申請論文が学位を授与する水準にあり、かつ申請者が十分な研究能力を持っていることが確認された。

よって、本学位申請論文を、博士(神学)の学位を受けるにふさわしいものであると認める。